

令和3年度 第3回大町市上下水道事業経営審議会 議事録

日時 令和3年12月23日（木）

午後2時から

場所 大町市役所 東中会議室

【日程】

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 承認事項
(1) 第2回審議会議事録の承認について
- 4 審議事項
(1) 下水道事業経営戦略の改定について
(2) 下水道使用料について
 1. 下水道使用料算定期間における収支について
 2. 使用料体系について
(3) 下水道使用料の改定について
- 5 その他
(1) 次回開催日について
(2) その他
- 6 閉会

【出席者】

○出席委員（敬称略） 9名

松田 邦正 竹村 武人 古川 しげ子 矢口 博文 北澤 伸夫
北澤 貴美子 縣 亮太 山田 賢一 越野 慈夫

○欠席委員（敬称略）

塩入 博仁 松澤 大成 和田 重信 内山 重喜 水久保 節

○事務局

古平建設水道部長 松宗上下水道課長 荒井お客様係長兼課長補佐
吉原下水道施設係長兼課長補佐 竹村経営係長兼課長補佐
倉科経営係主査 松澤経営係主事 内山経営係主事

《開会 午後2時》

1 開会

課 長：それでは、ご案内をさせていただきましたお時間となりました。会議を進めさせていただきますと思います。

本日は年末のお忙しい中、会議にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、上下水道事業の推進に関しまして、多大なるご尽力をいただいておりますことを感謝申し上げますところでございます。

それでは、只今より令和3年度第3回目になります、大町市上下水道事業経営審議会を開催いたします。しばらくの間進行を務めさせていただきます上下水道課長の松宗と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、最初に欠席のご連絡がありました委員の皆様をご報告申し上げます。お手元に委員の名簿がございますが、合わせてご覧いただきたいと思います。上の方から大町地区連合自治会 塩入様、平地区連合自治会 松澤様、続きまして、美麻地区連合自治会 和田様、それから大町商工会議所 内山様、以上の4名の委員の方々におかれましては、事前に所用のため欠席という連絡をいただいております。また本日、水久保委員さんにおかれましては、まだお見えになっておりませんが今のところご連絡はございません。報告は以上となります。

それでは、次第に沿って進行させていただきます。次第の2番になりますが、会長あいさつということで会長よろしくお願いいたします。

2 会長あいさつ

会 長：はい、みなさんこんにちは。師走も迫る中、会議にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

さて、世の中、新型コロナウイルスの点でございまして、このところの日本は奇跡的に感染者数が収まっていて、特に我々大町市の界限は非常に安全だという雰囲気でございます、飲食店などもだいぶ活気を戻してきたように思われております。しかしながら、ここにきてオミクロン株という新種のウイルスが現れて、日本にもパラパラと上陸しております。この先飲食店、あるいは年末年始のスキーシーズンに向け、予約がたくさん入っているようですが、だんだん包囲網が狭くなってくるのではないかなと非常に危惧しております。

もう一つ、私の仕事に関係することですけれども、日本全国で牛乳が非常にだぶついております。特に北海道では5千トンくらい廃棄しなければいけないのではないかという心配しております。5千トンというのは、だいたい長野県で使う1カ月分の量でございます。それを廃棄してしまうようになってしまうと、内地では一生懸命脱脂粉乳にしたりして、なんとか凌いでいますが、まだ

何とも言えない状態で、北海道が今非常に大変な状態です。これというのも一時期、4、5年前に日本ではバターが手に入らないということがあり、当時、日本人が飲む牛乳は自国では賄えなくなるかもしれないということで、一所懸命に牛を増やしました。牛を増やしてなんとかいけるなと思っていたのですが、結果として新型コロナで2年間、要するに業務用の牛乳ですね、ホテルやレストラン、飲食店などで使う牛乳、乳製品が全く売れないというところずっとだぶついてきてしまい、現在このように5千トン廃棄しなければならないという状況になっております。牛は生き物で急には増えないし、急には減らせられないし、牛に乳を出すなというわけにもいかないの、何とも致し方ないところでございます。そんなところで少しでも皆様に商品に協力していただけたらなと思っております。

大変前置きが長くなってしまいましたが、本日の審議会では、下水道事業経営戦略の改定について、下水道使用料について、下水道使用料の改定について、この3点について審議して、いよいよ料金改定の大詰めに入りますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。

課 長：はい、会長ありがとうございました。それでは、次に進めさせていただきます。次第の3番、承認事項ということで第2回審議会の会議録の承認についてでございます。それでは事務局よりお願いいたします。

3 承認事項

(1) 第2回審議会議事録の承認について

事務局：よろしくお願いいたします。11月11日に開催されました、第2回審議会の議事録の承認について、議事録につきましては12月9日付で、委員の皆様には送付させていただいております。そちらの議事録については、皆様から特段の加筆修正等のご依頼はございませんでした。それ以外に加筆修正等ございましたら、この場でご発言いただければと思います。以上です。

課 長：議事録の承認ということで何かご意見等ありますでしょうか。よろしいですか。はい、ありがとうございます。ないようですので、後ほど何かあれば事務局のほうまでよろしくお願いいたします。

それでは、続けて進めさせていただきますが、審議の前に私から2点ほどご報告等ございますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目が、前回第2回で用いました資料に一部加筆修正がございます。それについて簡単にご説明させていただきます。本日お配りしました資料1、下水道事業の収支及び経営状況についてという薄い冊子をご覧いただきたいと思います。こちらの冊子の2ページ目の左下でございます。決算の数字の税抜き、税込みの表記の関係が、見にくいというご発言がございましたので、赤字で書いてあるところを修正し、(2)の決算はどうだったのか、下の消費税抜

きということで、収入及び支出の関係の表記をしてございます。続いて4ページ、5ページをお願いします。同じく収入とまた右のほうでは支出の表がございしますが、こちらについても表の上に消費税抜きということで、新たに加筆させていただいております。また2回目の審議会の折に、こちらの収益的収入の数字と、先ほどの2ページの決算の数字が違うのではないかとというご意見がございまして、当時会長さんからもお話をいただいたところなのですが、4ページに書いてあるものにつきましては当年度の令和2年、その年の経営収益ということで表の中の数字は示してございます。従いまして、過年度の特別損益については計上していないということで数字が違うということで当時、ご理解いただいたかと思いますが、改めてご説明を申し上げます。従いまして、4ページの下側に赤字で特別損益は除くと、5ページの左下も同様でございしますが、そのような表示でさせていただきました。また、6ページ、7ページ資本的収入収支の関係でございしますが、こちらでも表の上に消費税抜きということで、少し丁寧に表記をさせていただきました。1点目の報告については以上となります。

それでは、2点目お願いしたいのですが、お手元の資料の審議日程という1枚の紙があるかと思いますが、そちらをご覧くださいと思います。この後審議に入る前に、過去2回行ってまいりました内容について若干おさらいを兼ねてお話をさせていただきたいと思います。第1回審議会につきましては、9月30日に開催をいたしました。諮問をさせていただき、審議の内容につきましては大きく3つ、大きい1つ目については大町市の下水道使用料についてということで細かい内容は3つほどございます。現在の、市の現状の下水道使用料の体系についてということで、審議をいただいたところです。(2)としましては、過去の下水道経営審議会においていただきました答申の経過をお示ししております。最初は平成8年の第1回目から、現在まで9回の答申の経過がございました。それから(3)ですが、下水道使用料収入の推移ということでグラフを用いてお見せさせていただいたところでございます。大きい2つ目でございますが、下水道使用料の算定についてということで、国の定めております基本的な考え方というものに沿って法的根拠や使用料の対象経費の考え方につきまして、ご説明をさせていただいたというところでございます。それから大きい3つ目でございますが、大町市の下水道処理区についてということで、当市の公共下水道、特環公共下水道、農業集落排水下水道という3つのエリアについて、パンフレットを用いてご説明をさせていただきました。それから第2回審議会は11月11日に開催をしております。審議事項としましては大きく3つ、1つ目に大町市の下水道事業経営戦略の改定についてということで、本日も後ほど説明いたしますが、現在作られております経営戦略については、平成29年に作られたものがございます。それから5年が経過し、また環境等の変化によって見直しが必要ということで、今後10年先の中長期的なところまで基本計画をお示ししてございます。それから2つ目としましては、令和2年度

の決算の関係について、収支それから経営状況についてということで、先ほど加筆をさせていただいた資料を用いてご説明をさせていただきました。それから3つ目として、今後の事業計画及び収支計画の見通しにつきまして、別冊の厚い冊子の経営戦略を用いて、今後の施設投資、それから収支の見込みを提示させていただいたところでございます。

そこから本日の第3回目の審議会になりますが、第2回審議会までにご説明しました料金算定の考え方や経営状況、今後の事業計画と収支見通しを踏まえまして、先ほど会長からご紹介ありました通り、具体的な料金体系の必要性等についてご審議をいただきたいと思っております。報告とご案内ということで2点させていただきました。

それでは次第に戻っていただいて示させていただきますが、次第の4番、審議事項ということになりますが、ここからは松田会長より進行をよろしく願いいたします。

会 長：はい、それでは審議にはいりますが、(1) 下水道事業経営戦略の改定について説明をお願いいたします。

4 審議事項

(1) 下水道事業経営戦略の改定について

経営係長：はい、よろしくお願いいたします。それでは右肩に11月11日（木）開催、第2回審議会資料1ということで、大田市下水道事業経営戦略（案）という資料をご覧ください。この経営戦略ですが、前回の第2回では長い時間の説明となり大変失礼しました。前回の審議会の後、事務局において経営戦略の中の言い回しなどを若干見直しました。資料の1ページをお開きいただきまして、前回の資料では1ページが「1.1 経営戦略とは」ということで少し長めの文章になっておりましたが、ここにありますように「1.2 経営戦略策定の背景」「1.3 経営戦略策定の目的」として分けさせていただきました。また、前のページになりますが、目次を含めて赤字の部分がありますが、こちらが修正した部分になります。内容として大きくは変わっておりませんが、5ページになりますが、説明文章も付け加えました。こちらの赤字の修正した部分については後ほどご覧いただければと思います。この経営戦略ですが、下水道事業を将来にわたり安定的に事業を継続していく中長期的な計画を策定するものであります。また、人口減少の加速や、施設の維持や老朽化対策など、様々な観点からの経営運営が必要となっています。前回の審議会と今回（案）ということでお示しさせていただきましたが、この冊子の中ほどにあります投資・財政計画、こちらにつきましては、現段階での将来の収支計画の見通しを示しております。しかし、その他の具体的な方策などにつきましては2回の審議会の後、事務局で検討した結果、もう少しお時間を頂戴して検討させていただき、それをまた委員の皆様にお示ししてご意見をいただきながら、もう少し時間をかけ

て戦略を作り上げて、また、その後市民の皆様からも広く意見をいただくためにパブリックコメントをさせていただきたいと考えております。当初の予定よりお時間をいただいていた改定となり大変申し訳ございませんが、そのような形で経営戦略を作ってまいりたいと考えておりますのでご理解をよろしくお願いいたします。以上です。

会 長：はい、これについて何かご意見ございますか。

課 長：会長、補足をさせていただきます。今、経営係長よりご説明させていただいたとおりなのですが、経営戦略の中身につきましては、実は長野県でも経営戦略の上位計画となります「水循環・資源循環のみち構想」という大きな計画がありまして、長野県もこの計画について改定を進めているところでございます。ただ、長野県もこの計画の改定について、今年度を目標にやっていたところですが、聞くところによりますと、来年にずれ込むというような話も聞いておりまして、大町市も市の経営戦略についても県の上位計画と整合を取り、調整を図るといった面から、少し年度を超えるようなお時間をいただきたいと考えている趣旨でございます。

それから、23ページ以降において、投資計画からそれぞれの収支見込みを表で表してありますが、こちらについては現在から将来10年間の推移、予想を示してあります。このあとご説明します今回ご検討していただく料金算定期間となる3年間については、今後大きな変動はないということで3年間を抜き出し、具体的な料金改定のご検討をいただくということで考えております。経営戦略の改定について、今後検討を進めていく部分としては、23ページより前の様々な方策や理念的なもの、構想的なもの、そういったものがもう少し時間をいただき、よりいい戦略を作り上げようということで時間をいただきたいということでございます。以上でございます。

会 長：はい、ありがとうございました。それでは、次2番に進みまして、下水道使用料について説明をお願いいたします。

(2) 下水道使用料について

1. 下水道使用料算定期間における収支について

事務局：はい、よろしくお願いいたします。それでは、次第(2)の下水道使用料についてご説明をしていきたいと思います。

A3横の「公共下水道事業会計収支計画」をご覧ください。この収支計画ですが、経営戦略の収支計画の数値から、下水道使用料算定の基礎となる数値を拾っております。表の最下段にも書いておりますが、上記期間中、令和2年度の決算から6年度に亘り整備を予定している汚水管きょや、処理場施設更新に係る他会計補助金などの収入及び減価償却費や支払利息などの支出を加味し

ております。また、経営戦略の数値から雨水処理に係る経費、例えば他会計補助金、長期前受金戻入、減価償却費、支払利息などは除いております。なお、令和2年度決算で処理をした過年度長期前受金の処理に係る部分は除いて計上しております。

青の部分、収益的収入です。下水道使用料につきましては、毎年度3億4千万円台を収入できるものと推計しております。次に一般会計からの繰入金であります他会計補助金ですが、毎年度4億1千万円～4億円程度繰り入れるものと推計しております。令和3年度は5億円程度繰り入れる予定であり、令和4年度以降4億円台に減っておりますが、これは毎年度、資本費平準化債という企業債を借り入れております。償却資産の耐用年数と企業債の償還年限が異なることによる、現金不足額を補うことを目的としておりますが、現在、企業債償還のピークに差し掛かっていることは第2回審議会でもご説明しました。この資本費平準化債の借入額を差し引くこととしていることから、繰入額は減額となっております。次に長期前受金戻入ですが、毎年度、約2億5千万円程度となっております。

続いて、緑色の部分、収益的支出であります。職員給与費は4千4百万円から4千7百万円を推移するものと推計しております。経費については、維持管理に係る委託料や負担金、事務経費などですが、1億7千万円台となる見込みです。減価償却費については償却期間を終了する設備もありますが、今後、設備の更新を行う予定がありますので、令和6年度になりますと上昇に転じます。支払利息については、企業債償還が終了するため徐々に減少していきます。

特別損失については、過年度の下水道使用料還付金となります。

下段には汚水処理原価と経常収支比率の実績値と予測値を記載してございます。汚水処理原価は汚水処理1m³に対してかかる費用ですが、3カ年平均で136.3円かかるものと推計しております。

また、経常収支比率は経常利益で経常費用をどれだけ賄えるかを示す指標です。100%以下であれば赤字運営ということになります。この指標については3カ年平均で112.3%となると見込んでおります。3年間の収支計画につきましては、以上でございます。

会 長：はい、ありがとうございます。それではこの下水道使用料について、収支計画について説明をいただきました。これについてご質問をお受けいたします。

(質疑 特になし)

会 長：よろしいですか。はい、それでは次に2. 使用料体系についてご説明をお願いいたします。

2. 使用料体系について

事務局：はい、続きまして。審議資料2をご覧ください。A4縦の資料となります。先ほどの収支計画は使用料算定の基礎となる部分についてのお話でしたが、ここからは、使用料算定の対象となる経費や、使用料収入に対して経費はどのくらいかかるかといったご説明をいたします。

四角の1、下水道使用料算定の基本的考え方として、5つ掲げております。こちらは、第1回の審議会でも触れております。①財政計画等の策定・確認、これは当市の下水道事業経営戦略や、先ほどの収支計画があります。②使用料算定期間の設定は、令和4年から6年度の3年間とします。③収支計画に基づく使用料改定の必要性の確認ですが、収支計画における推計は概ね均衡しておりました。④使用料対象経費の算定として、下水道管理運営費と控除項目の算定とありますが、こちらは後ほどお話しいたします。⑤収支過不足の確認は、使用料改定率の目安ということで、こちらも後ほどお話しいたします。

四角の2、使用料対象経費の算定です。①下水道管理運営費ですが、大きく資本費と維持管理費の2つに分かれます。その中身ですが、資本費は支払利息や減価償却費、資産維持費などで構成されます。ここで、資産維持費という聞き慣れない言葉が出てまいりましたので、別紙になりますが、参考資料の資産維持費について、という1枚の資料をご覧ください。この資産維持費は先ほどの収支計画には出ていなかったわけですが、下水道使用料を算定するにあたって反映することとされております。日本下水道協会発行の「下水道使用料算定の基本的考え方」という冊子に、資産維持費についての説明があります。「将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の変化、高機能化・耐震化等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用、増大分に係るものとして、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築・更新計画に基づいて算定するものである。」と書かれております。1回読んでもなかなか理解できない、非常に難しいことが書かれています。この参考資料の下段にあります概念図をご覧ください。例えば、今ある下水道管が古くなって、機能向上以外の目的として更新しようとして見積もったところ、今ある下水道管を布設した時よりも、現場の施工環境が変わった、材料などが地震など、今までよりも災害に強いものであるなど様々な変化により、費用が増える、これが概念図にある機能向上のところになります。この半分を資産維持費として計上していくわけですが、大町市の場合、昨年度に策定したストックマネジメント全体計画により、大町浄水センターの機械設備や大町、仁科三湖処理区にあるマンホールポンプ等の更新費用が概算で算出されているため、その概算額を基に資産維持費を試算しました。また、松川村と共同に処理をしている松川浄水苑及び常盤処理区にあるマンホールポンプについても、令和4年度からストックマネジメント全体計画を策定し、令和7年度から更新工事を実施する予定であることから、大町浄水センターにおける資産維持費の考え方に準じて試算しております。

下水道管きょについても、ストックマネジメント全体計画において改築単価が概算にて算出されていることから、幹線部分の管きょの資産維持費を算出しました。算出の結果、3年間で3億4,900万円余りとなりました。この額を使用料算定の経費として加味しておりまして、後ほど使用料算定期間の料金水準についてのところで、どこに反映されているかを、ご説明したいと思います。

では、話を先ほどの資料に戻します。審議資料2です。四角の2、使用料対象経費の算定の①のところですが、資本費は先ほどご説明しました。次は維持管理費になりますが、維持管理費は職員給与費、いわゆる人件費や、委託料、修繕費などの経費で構成されます。②下水道管理運営費から控除する使用料収入以外の収入ですが、資本費では長期前受金戻入や他会計補助金、維持管理費では手数料収入や受取利息などとなります。この控除を行い使用料対象経費が算出されます。下段に計算式の絵がありますが、次のページに行きますと、収支計画や資産維持費の数値が具体的に載せております。

四角の3、令和4年度から6年度の3年間の使用料対象経費と、使用料収入の①使用料対象経費についてです。左から資本費用として23億3,900万円余、営業費用として6億6,600万円余、控除項目として19億7,400万円余を差し引き、使用料対象経費は10億3,000万円余となります。②の使用料収入についてですが、令和4年度から6年度の3年間の使用料収入は、10億3,300万円余です。そして、使用料対象経費との天秤にかけますと使用料算定期間内において、収支の均衡（バランス）は取れている結果となりました。③の使用料改定率の目安を見ましても、0.9971となっております。

次のページに移ります。四角の4、使用料対象経費の配賦についてです。まず、使用料対象経費を需要家費、固定費、変動費に分解します。需要家費は検針業務など使用水量に係わりなく、利用者数に対応して増減する経費です。固定費は職員給与費や施設の維持管理費や支払利息など固定的な経費です。変動費は汚水を処理する際にかかる電気料金など、使用水量に対応して変動する経費となります。そして、需要家費は基本使用料に配賦、固定費は基本使用料と超過使用料にそれぞれ配賦、変動費は超過使用料に配賦することとなります。

四角の5では実際の数値を用いて配賦すると、どの様になるかというのをお示ししております。なお、金額は控除項目の金額を差し引いた後の金額です。資本費は全額固定費となります。これが3億7,900万円余。維持管理費は需要家費2,700万円、固定費5億8,700万円余、変動費は3,600万円余となります。そして、基本使用料と超過使用料それぞれに分けますと、基本使用料が3億6,500万円余、超過使用料が6億6,500万円余となります。

4ページをご覧ください。令和2年度末現在の使用料の状況ということで、中信地区の松本、塩尻、安曇野各市との、また1枚おめくりいただきますと、大北の小谷、白馬、池田、松川の4つの町村との、それぞれ10m³から500

m³を、1 カ月使用した時の比較になります。基本料金に 1 0 m³が含まれていることは共通しております。4 ページの中信地区の松本市などとの比較では、松本市は大町市よりも低額ですが、安曇野市や塩尻市と比べますと 2 5 m³までは大町市のほうが若干低額となっております。そして平均値ですが、1 0 m³で 4 3 円、2 0 m³で 7 2 円、大町市のほうが低額でありました。次に 5 ページです、大北の 4 町村との比較です。松川村が大町市よりも低額ですが、他の町村では 1 0 m³、2 0 m³までは大町市を上回っております。平均値では、1 0 m³から 2 5 m³までですと大町市のほうが平均を下回りますが、5 0 m³から 5 0 0 m³では大町市のほうが上回る結果となりました。説明は以上です。

会 長：はい、ただいま使用料体系について説明をいただきました。これについてご質問をお受けいたします。

A 委員：近隣の市の、あるいは大北の市町村の関係の使用料の比較の件ですけれども、例えば市で比較すると松本市は比較的低めですね。それから下の市町村でいくと松川村が安いわけですが、これは理由があるわけでしょうか。例えば大町市と違いがあるのか、どういうところに違いがあるのか、そういう分析はされていますか。

課 長：はい、ただいまのご質問でございます。他市の低いところの状況はいかな原因かということだと思います。今ご質問ありましたが、特に検証まではしておりませんが、こういった他市の状況を調べますと、松本市は人口が大きいということで母体が大きいということの原因が一つではないかと・・・。

A 委員：加入率が多いとか。

課 長：そうですね。下水道を使用している受益者が多いということも一つの理由かと思います。それから松川村については具体的な検証はしておりませんが、割と自治体がコンパクトでございます。大町市みたいに南北に長いですとか、東西に長い距離があるといった環境ではなくて、ある程度コンパクトな地域を対象として施設があると、そこで処理をしていることから、施設の維持管理費の関係で若干他と比べて有利ではないのかなという気がいたします。以上でございます。

A 委員：はい、わかりました。

会 長：はい、ほかに何かございますか。よろしいですか。それでは、次に（3）下水道使用料改定についてお願いいたします。

(3) 下水道使用料の改定について

課 長：最後に（３）ということで、下水道使用料の改定でございます。これにつきましては第１回目からのご説明、また、今日の今までの料金体系や、現況の資産維持費を用いたうえでの対象経費のバランス、収入見込みを踏まえたうえでのそういったところを説明させていただきました。これまでの資料を用いまして、今回改定が必要かどうかを含めてご意見等をいただければありがたいと思っております。説明は以上でございます。

会 長：はい、わかりました。いよいよこの下水道料金の改定について皆さんにお諮りいたしまして、その結果に基づいて市長への答申書を作成したいと思っております。

先ほどの説明の中で、３年間の収支においては経常収支比率では平均で 112.3%という数字が出ております。それから、今の使用料の対象経費と、使用料収入を天秤にかけたときにどうなのかといったときに、使用料収入のほうが多いという予測に立っております。そのような中で、我々は料金を現状維持のままいくのか、あるいは料金改定して値上げしたほうが良いのかと、その辺のところを皆様にお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

B 委員はどうですか。

B 委員：据え置きでよろしいかと思います。

会 長：はい、わかりました。C 委員どうですか。

C 委員：現状維持でいいと思います。

会 長：はい、そうですか。D 委員いかがですか。

D 委員：はい、据え置きでよろしいと思います。

会 長：はい、ありがとうございます。そのほかの委員の皆様はいかがでしょう。異論はございませんか。

E 委員：この３年間というスパンでみれば、現状維持ということで私はいいと思います。しかし、このような公共下水については、やはり少しでも安くなるというのは理想だと思うのです。まちづくりをしていく中で、「上下水道料金が他よりもぐっと安いよ。」という、そういう魅力を作っていくことも必要な要素ではないかと思えます。とりあえずの料金改定は、現状維持でいいと思うのですが、将来的な形で少しでも安くなる方式を検討していくとか、そういうのは必要だと思います。例えば広域化で処理するとか、これから必要ではないかと

というような情報もあったので、そういうことも今後検討していくということは、まちづくりを進めるうえで重要なということを感じております。

会 長：はい、わかりました。料金を下げていくというのは、現状において人口が減っていくという中で非常に難しい部分はあるかと思いますが、それでもご意見がありましたとおり、何かしら、広域で処理するという方法があればそういうことを模索していくことは非常にいいかなと思っております。このような意見は、答申の付帯意見として取り入れていきたいかなとそのように思っております。

それではただいま皆さんにご意見をお伺いしたところ、令和4年度から6年度までの3年間は据え置きでお願いします、ということになりましたので、よろしくをお願いします。

課 長：はい、会長はじめ委員の皆様におかれましては、熱心な議論ありがとうございました。今、据え置きということで方向性をお示しいただきましたので、事務局としましては、先ほど会長さんおっしゃったように答申に向けた準備をさせていただきます。E委員からのご発言についても、会長からもありましたように、付帯意見にも盛り込むような形とさせていただきます。それとE委員さんからのご発言の中でおっしゃる通りでございます。県の広域共同化ということで、最初お話しした経営戦略の中にも少し盛り込んでいるところでございます。また、長野県の計画でも人口減少社会が加速する中で、工夫した経営を進めなければいけない、ということもうたわれておりますし、私どももそのような体制を整えていかなければいけないということでは考えているところでございます。ただし下水道につきましては、物理的な面から、施設をどこかと統合が可能のところもあれば、地理的に難しいところもございます。ただ、ソフト面である運営方法については、広域で統一した民間委託を行う中で、薬品の調達の効率化や、機械運転の省エネ化などといった、民間の工夫された運営方法において実現可能なことも入ってまいります。長くなりましたが、そういったことで、なるべく市民の方に負担がかからないような方策をもって、今後も検討を進めてまいりたいと考えております。

5 その他

(1) 次回開催日について

課 長：それでは次第に沿って進めてまいります。次第の5番になります。その他ということになりますが、只今の審議の中で方向性をいただけた中で、次回は、答申に向けた答申案を事務局で作りまして、ご協議いただきたいと思います。次回については2月の中旬に予定しておりますが、日程について二つほど提案させていただきます。2月7日月曜日、2月9日水曜日、会場の関係で、この二つの日程案をご提案させていただきましたが、いかがですか。ご都合の

悪い日の方いらっしゃいますか。

A 委員：その前に一つ質問していいですか。私たちは自治会から選出という形になっているのですが、通常自治会は1月から12月までの間の役員任期なので、来年の1月以降の審議会において、自治会選出の私たちはどういう立場になるのか、新しい役員と代わるのか。例えば市役所の方が3月までだからということ、3月までは引っ張ってほしいということなのか。自治会の役員には様々な委員会などの当て職がたくさんあり、その辺の委員任期を統一していただけたら非常にうれしいと思います。よろしくお願いします。

課 長：はい、ただいまのご意見でございます。私どももこの後ご説明させていただこうと思っておりましたが、今おっしゃられたとおり、自治会選出の方につきましては順番があるということですが、第4回審議会での答申（案）の協議が2月の上旬に予定していますことから、可能であれば、現状の委員の皆さんが残っていただけるようなご配慮をお願いしたいと思っております。残り1回の審議会も、今まで審議していただいた委員さんでいらっしゃいますので、是非とも答申までは今の現任の方でお願いしたいと思っております。

A 委員：もう一つ、それに関連してですけれども、市役所全体でそれを統一していただけたら非常にありがたいです。もう受けたら3月までやるのだよという。その部署によって違うので、ほかの部署ともご相談なるかと思えますけれども、そういうように調整していただけたら非常にありがたいと思いますのでよろしくお願いします。

課 長：はい、ただいまのご意見です。A 委員のご意見のように統一できればなおいいかと思われますが、こういった会議は様々な会議があるかと思えます。例えば任期といいますか、いつまでという任期の終わりが決まっているような会議もあれば、今回の審議会のような場もあります。私どもとすれば、サポートセンターという部署が自治会組織の窓口となっておりますので、全体が統一できるかどうかは疑問ではありますが、できるだけご配慮できるようにお話をさせていただきます。

A 委員：何回も申し訳ないのですけれども、2年とかのものもあるのですよね。自治会の役員がやるので1年ごとに交代してもしようがないといわれている部分もあるなどいろいろで、そういうところも少し柔軟に考えていただければと思います。よろしくお願いします。

課 長：はい、貴重なご意見ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりでございますので、サポートセンターへ伝えさせていただき、検討していただくよう

にいたします。お願いします。

B 委員：今、各団体の選出の代表についてお話ありましたが、各団体からの推薦をもって審議会の委員を構成しているものだと思いますので、各団体の推薦の方法は各団体によっていろいろ違うと思います。充て職の場合もありますでしょうし、任期が1年だったり2年だったり、いろいろあると思うのですが、審議会の期間が任期2年だとして、自治会のほうで1年だと役が変わってしまうから選出のし直しをしないといけないということだと思うのですが、各団体からの代表者というのは、その団体の自治会長や会長といったそういう代表者ではなくて、この審議会に向けて誰を選出しますか、うちの団体からは選出した人が代表者として審議会に出席してもらいます、ということだと思います。その自治会の役員任期について役所からお願いするということではできると思うのですが、その任期を指示といいますか、強い縛りをもって、こういうものなのでこういうふうにしてくださいということはなかなか言いづらいと思うのですが、その辺りはどうですか。

課 長：はい、**B 委員**のおっしゃることもそのとおりでございます。今お話ありましたとおり、各会議、協議会によって期間もそのルールに定められておりまして、まさにこの上下水道経営審議会については、今の委員の皆さんについては、令和5年3月末までの3年間の任期ということになっております。**B 委員**のおっしゃるとおり、それぞれの各種団体から選ばれてきておりますから各種自治体、団体のお考えもあるかと思います。私先ほど、この後もお話ししたいとお話させていただいたのは、令和5年3月まで長い期間あるのですが、今回の下水道料金の改定については、あと1回の答申に向けた会議をもって終わるため、あと1回は是非、今の委員さんでお願いしたいという趣旨でお話をさせていただいたところですが、確かに各種団体で選ばれてきている皆さんはある意味、団体さんとのお話し合いもあるかと思います。というような形でいいですか。

部 長：ただいまお話ありましたとおり、地域コミュニティーごと決められている内容とかその動きが様々だと思います。その地域のコミュニティーの動きをすべて行政のほうで縛ることはできないものですから、ただ今、課長が言ったように、**B 委員**さんからお話あったように審議する内容、その状況によっては、その方にできればそのスパンの中は関わっていただいて、最後の結論までやっていただきたいという内容もございますので、そういったところは市民活動サポートセンターを通じて調整を図って、総務部とも調整を図りながら、どの程度まで我々のほうのお話を通していただけるか、また自治会ともそういった意見交換ができるかという部分を踏まえて検討させていただければと思います。一方で、役職や充て職は変わってくるということも可能な委員会みたいなものもあることも事実でございますので、そういった内容に応じて柔軟な動きも踏ま

えて検討させていただければと思います。今回については、是非あと1回ということの中で、地元の自治会の皆様の理解も含めて、なにとぞお願いしたいということをお願いいたします。以上です。

会 長：はい、そのようなことで確かにこの委員会、意外と専門的な部分結構いろいろ我々も学んできたわけでございますので、せっかくここまでやってきているので、ぜひともこの答申までの間、お願いしたいなと思っております。よろしくをお願いします。

課 長：ありがとうございます。それでは先ほどの次回の日程です。ご提案をさせていただいた2月7日、2月9日いかがでしょうか。ちなみに会場の関係なのですが、2月7日については隣の大きな部屋の東大会議室になります。2月9日については、この場所の会議室ということで今抑えてあるところです。時間は本日と同じような午後2時くらいからいかなものでしょうか。

(7日という声)

課 長：はい、2月7日の14時に、第4回上下水道経営審議会を開催するというところでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

(2) その他

課 長：はい、ありがとうございます。2月7日ということで準備をさせていただきます。それでは、その他の中で事務局のほうからは特にございませんので、委員の皆さんから何かございますか。

A 委員：私は社地区の連合自治会からということで選出されてここへ来ています。社地区でこの会議の内容を報告するというような場面はありませんが、自分の自治会の役員会の中でいろんな話をしました。

少し前に市役所へ連絡を入れたりしましたが、地区の人でちょっと間違えている部分がありまして、農業関係の方で雨水は農業用水へ混ぜてはいけなくて下水へ流さないといけない、という勘違いをしている方がいて、ちょっと冗談なのですが、社南部処理場には不明水があり、雨水を流しているのではないかという話があったということで、都会と同じような下水のシステムだと勘違いをされている方もいるのかなと思ったことが一つあります。それから今回ここへ出させていただいて、いろいろなお話を聞く中で、私は社南部の処理施設へ下水以外に不明水があるという話があったので、是非早くに不明水の原因を突き止めていただいて、無駄な出費にならないようなことをご配慮いただけた

らなと思います。私は私なりに、地元の地区では浄水場もそうでしたけれども説明をしてきたつもりですが、理解をしていただいたのではないかなと思っていましたけれども、本当にいい勉強をさせていただきました。ありがとうございました。

課 長：はい、ご意見ありがとうございます。ただいま A 委員のおっしゃっておりますとおり、社南部処理場という農業集落排水施設における施設への汚水の流入量が、特に雨が降った時に普通の日に比べて多くなるといった状況があり、この不明水について専門の業者を入れて、カメラ調査などの対応を 2 年前から行っております。去年、今年と専門業者と職員協力しながら調査を進めておりまして、施設の安定的な運営と運転管理を行うためには、天候等における変動のないようにしたいという気持ちがございます。今後、改善に向けて調査を行い、原因が特定出来たら対策方法について、内面被覆工法や、管の入れ替えといったことの検討も進めておりますのでご理解をいただきたいと思います。また先ほどおっしゃった、雨水を下水道へ流さなければならないという勘違いしている方がいらっしゃるということで、今、上水道と下水道の接続については、市に登録していただいている指定工事店でないと施工できないというルールになっておりまして、なおかつ、指定工事店は施工内容を、市の上下水道課に申請を出し、申請をもとに私ども上下水道課が許可を出して、最後の竣工検査までやっている状況です。ですので、市に届出をしている業者さんはそんな業者はいないと思っておりますので、場があれば P R をさせていただけたらなと思っております。

A 委員：勘違いをしていると、自分で雨水を入れてしまうようなことをやりかねないかなと思ったのです。

課 長：わかりました。ありがとうございます。P R についても何らかの方法があれば検討してまいります。貴重なご意見ありがとうございます。

ほかに何かございますか。よろしいですか。ありがとうございました。

6 閉会

課 長：それでは、ここで閉会させていただきたいと思います。

それでは、これをもちまして第 3 回目になります上下水道経営審議会を閉じさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。お疲れ様でございました。

《閉会 午後 3 時 13 分》